

令和4年4月11日
一般社団法人北労働基準協会

関係者各位

一般社団法人北労働基準協会職員の
新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月11日（月）に一般社団法人北労働基準協会の職員1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしました。

当該職員は、事務業務に従事しており、直近出勤日の4月8日（金）は発熱、咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務しておりました。

その後、体調不良となり、同日に病院に受診しPCR検査を受けて感染が確認されたものです。なお、濃厚接触者の定義（※厚生労働省ホームページ）より、当協会の来館者様、職員に濃厚接触者に該当する者はいないとの判断しております。

事務局内の必要な消毒措置を行い、より一層の感染防止対策を講じた上で業務を行ってまいります。

一般社団法人北労働基準協会
専務理事 市之瀬 高司
〒462-8275 名古屋市北区清水1-13-1
TEL：052-961-1666 FAX:052-962-1670